



令和7年6月26日

ジェイ・アール北海道バス株式会社の乗合バス上限運賃変更認可について

北海道運輸局は、令和7年6月26日付けで、ジェイ・アール北海道バス株式会社（札幌市）から申請のあった乗合バス上限運賃の変更について認可しましたので、お知らせいたします。

1. 事業者名

ジェイ・アール北海道バス株式会社（札幌市西区二十四軒2条7丁目1番26号）
代表取締役社長 田畑 正信

2. 対象路線

札幌市及び近郊を運行する26路線

3. 運賃額

現行の上限運賃	認可した上限運賃
○対キロ区間制 基準賃率 30.2円※1 初乗運賃 180円	○対キロ区間制 基準賃率 40.1円※1 初乗運賃 270円

※1 現行の基準賃率は消費税5%を含み、認可した基準賃率は消費税10%を含む

（主要区間の実施運賃等）

実際に旅客から収受する運賃は、認可を受けた上限の範囲内で定められることとなりますので、詳しくはバス事業者のホームページをご参照ください。

<https://www.jrhokkaidobus.com/>

4. 実施予定日

令和7年12月1日（月）

【問い合わせ先】

自動車交通部 旅客第一課 経亀、平田
TEL：011-290-2741